

可児市のごみ処理状況

令和8年度版
(令和7年度報告)



可児市 市民文化部 環境課

1. 市の概況

(1) 面積 87.57 km²

(2) 人口 99,032 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(3) 世帯数 45,144 世帯（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(4) 位置と地勢 市は、岐阜県の南部に位置し、名古屋市および岐阜市から 30 km 圏内にあります。西部には標高 313.5m の鳩吹山、北端部には日本ラインとして名高い木曽川の清流があり、南部は、住宅団地や工業団地、ゴルフ場が点在する丘陵地となっています。

また、市の中央部には東西に流れる可児川や久々利川が豊かな田園地域を形成しています。

【市役所の位置】 東経 137 度 3 分 39 秒 北緯 35 度 25 分 35 秒

(5) 市の沿革 昭和 30 年 2 月 1 日 7 町村が合併「可児町」となる。（人口 26,063 人）
昭和 30 年 4 月 1 日 伏見町の一部を合併。
昭和 35 年 4 月 1 日 姫治村の一部を合併。
昭和 57 年 4 月 1 日 市制施行「可児市」となる。（人口 61,157 人）
平成 17 年 5 月 1 日 兼山町を編入合併。（人口 100,971 人）

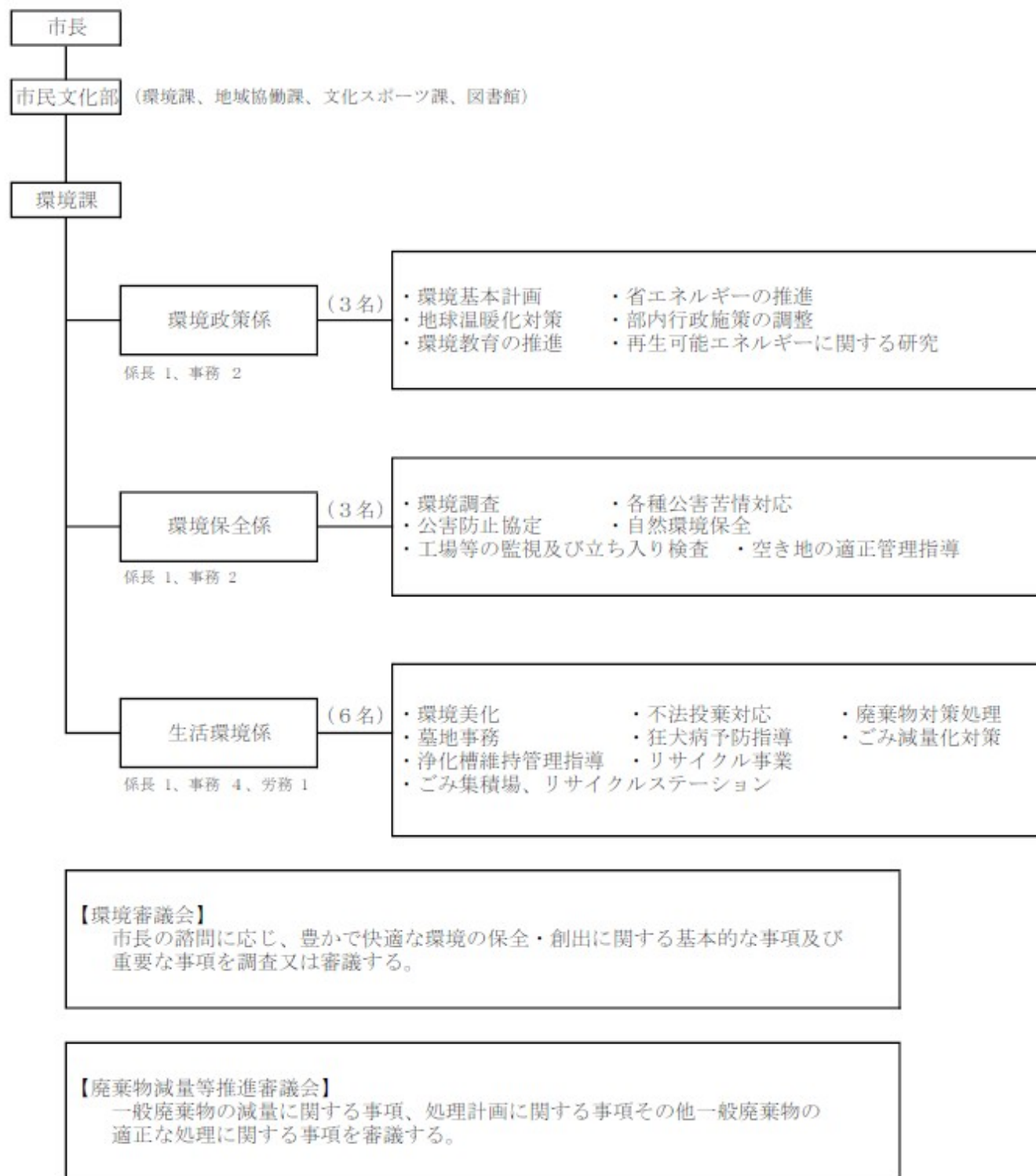
(6) 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日国勢調査結果）

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
男（人）	45,253	48,332	47,848	48,636	49,202
女（人）	46,400	49,359	49,588	50,059	50,766
計（人）	91,653	97,691	97,436	98,695	99,968
世帯数（戸）	29,139	33,473	34,768	37,171	39,996
一世帯（人）	3.14	2.92	2.80	2.66	2.50

(7) 産業別人口（令和 2 年国勢調査 就業者数 44,255 人）

第 1 次産業	525 人	1.2%
第 2 次産業	16,136 人	36.5%
第 3 次産業	26,331 人	59.5%
分類不能	1,263 人	2.9%

2. 市民文化部 環境課 組織の状況及び担当事務



3. ごみ・リサイクル資源の分別と収集体制 令和8年4月1日現在

種 類	収集形態	収集回数	ステーション数	備 考
可燃物	委託	週2回	1,508	有料指定袋
不燃物 金物類	委託	月1回	1,144	有料指定袋
不燃物 ガラス類	委託	月1回	1,144	有料指定袋
不燃物 陶磁器類	委託	隔月1回	1,144	有料指定袋
粗大ごみ	委託	月1回	1,144	有料シール
リサイクル 資源ビン4種類	委託	月1回	538	リサイクルボックス
リサイクル 資源カン2種類	委託	月1回	538	リサイクルネット
リサイクル 資源ペットボトル	委託	月1回	538	リサイクルネット
リサイクル 資源トレイ・発泡スチロール	委託	月1回	538	リサイクルネット
リサイクル 資源紙容器	委託	月1回	538	リサイクルボックス横
特別ごみ 廃乾電池	直営	随時	28	回収ボックス
特別ごみ 蛍光灯・体温計	直営	随時	21	回収ボックス
特定ごみ	委託・持込	随時	-	(株)橋本・小森産業(株)
使用済み小型家電	直営	随時	16	回収ボックス
「ボトル to ボトル」リサイクル	直営	随時	50	回収ボックス・リサイクルネット

4. ごみ処理施設

(1) 可茂衛生施設利用組合（2市7町1村）

ささゆりクリーンパーク（可児市塩河）平成11年4月稼働開始

◆ごみ焼却施設

焼却炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉

焼却炉処理能力 240 t/24h (80 t/24h × 3 炉)

溶融炉形式 プラズマ式電気溶融炉

溶融炉処理能力 60 t/24h (30 t/24h × 2 炉)

※ 溶融炉は、令和2年4月から休止

◆不燃物処理施設

金物類

ガラス類

粗大ごみ

処理能力 32 t/5h

破碎形式 油圧式二軸低速回転破碎機
及び高速回転破碎機併用型

ビンライン 処理能力 17 t/5h 手選別方式

カンライン 処理能力 17 t/5h 機械式

◆最終処分場

第1期：埋立容量 20,800 m³ 面積 6,440 m²

第2期：埋立容量 22,400 m³ 面積 4,650 m²（平成27年3月竣工）

(2) 大森瓦礫処分場

昭和60年建設

埋立容量 40,517 m³ 面積 7,170 m² サンドイッチ工法

(3) 兼山瓦礫処分場

平成4年建設 ※第1期埋立容量に達したため、平成19年度から使用休止

埋立容量 2,000 m³ 面積 1,119 m² サンドイッチ工法

5. ごみの有料化について

(1) 生活系

- ◆可燃物（指定袋での収集） 有料（一般廃棄物処理手数料）
- ◆不燃物（指定袋での収集） 有料（一般廃棄物処理手数料）
- ◆リサイクル資源（紙容器を除き指定容器での収集） 無料
- ◆粗大ごみ（指定シール貼付での収集） 有料（一般廃棄物処理手数料）
- ◆陶磁器類（指定袋での収集） 有料（一般廃棄物処理手数料）
 - ※20 kgを超える場合は、がれき処分場へ直接搬入 無料
 - （1日に1 t以上搬入する場合には、500 kgにつき540円）
- ◆特定ごみ（収集許可業者に委託または持ち込み） 有料（一般廃棄物処理手数料）
- ◆使用済み小型家電（回収ボックス投入口 15cm×30cm以内） 無料
 - ※市役所、各地区センター、エコドームにて回収

(2) 事業系

- ◆可燃物・不燃物（指定袋での受入） 有料（指定袋代金＋下記処理料金）
 - ※資源物 カン・ビンについては、金物及びガラス類等（資源物）に分類する。
- ◆処理料金 可燃物、資源物ともに10 kg 264円
（令和4年3月まで：10 kg 88円、平成26年3月まで：10 kg 84円、平成11年3月まで：10 kg 50円）

6. ごみ袋・粗大ごみシール（一般廃棄物処理手数料）

(1) 家庭系 可燃ごみ袋 半透明 高密度・低密度ポリエチレンの複合素材

- ◆昭和47年1月10日から実施 1枚20円（0.035 mm×500 mm×750 mm）
- ◆昭和51年度から記名を実施
- ◆平成元年4月1日から 炭酸Ca 20%含有の袋に変更
- ◆平成9年4月1日から 1枚21円に変更
- ◆平成11年4月1日から 大袋1枚30円 小袋1枚20円 炭酸Ca なしに変更
 - 大袋（0.025 mm×550 mm×870 mm 手提げ袋）約45 ㍲
 - 小袋（0.025 mm×450 mm×650 mm 手提げ袋）約25 ㍲
- ◆平成24年4月1日から 中袋1枚25円 で販売
 - 中袋（0.025 mm×500 mm×760 mm 手提げ袋）約35 ㍲
- ◆令和元年10月1日から 大袋1枚31円 中袋1枚26円 小袋1枚21円 で販売
- ◆令和7年9月1日から 大袋幅広タイプ1枚31円で販売
 - 大袋幅広タイプ（0.025 mm×650 mm×850 mm 手提げ袋）約45 ㍲

(2) 家庭系 不燃ごみ袋 透明 低密度ポリエチレン

- ◆平成11年4月1日から 大袋1枚30円 小袋1枚20円
 - 大袋（0.045 mm×650 mm×970 mm 手提げ袋）約55 ㍲

小袋 (0.035 mm×450 mm×650 mm 手提げ袋) 約 25 円

◆令和元年 10 月 1 日から 大袋 1 枚 31 円 小袋 1 枚 21 円 で販売

(3) 事業系 可燃ごみ袋 (1 枚 15 円) ※令和 5 年 9 月 22 日をもって市での販売を終了

◆平成 4 年 4 月 1 日から事業系指定袋 (記名) を導入

(0.035 mm×650 mm×800 mm 炭酸 Ca 20%含有)

◆平成 11 年 4 月 1 日から変更 (0.025 mm×650 mm×870 mm 手提げ袋 炭酸 Ca なし) 約 50 円

(4) 事業系 資源ごみ袋 (1 枚 15 円) ※令和 5 年 9 月 22 日をもって市での販売を終了

◆平成 11 年 6 月 1 日から事業系不燃指定袋 (0.035 mm×650 mm×870 mm 手提げ袋) 約 50 円

(5) 粗大ごみシール

◆平成 11 年 6 月 1 日から実施 1 枚 500 円 (150cm×80cm×60cm 以内 20kg 程度まで)

◆平成 26 年 4 月 1 日から 消費税率改定に伴い 1 枚 510 円に変更

◆令和元年 10 月 1 日から 消費税率改定に伴い 1 枚 520 円に変更

(6) 特定ごみ

◆令和 4 年 4 月 1 日から実施 1 品目 10 kg ごとにつき 500 円

(7) 可燃ごみ袋 (家庭系・事業系) 販売枚数

※事業系ごみ袋は、令和 5 年 9 月 22 日をもって市での販売を終了

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
家庭系	4,344,130	4,608,430	4,674,850	4,190,730	4,593,640
事業系	138,630	162,010	77,270	-	-

(8) 不燃ごみ袋および資源ごみ袋 (家庭系・事業系) 販売枚数

※事業系ごみ袋は、令和 5 年 9 月 22 日をもって市での販売を終了

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
家庭系	235,840	231,410	285,720	202,520	226,740
事業系	3,620	4,910	790	-	-

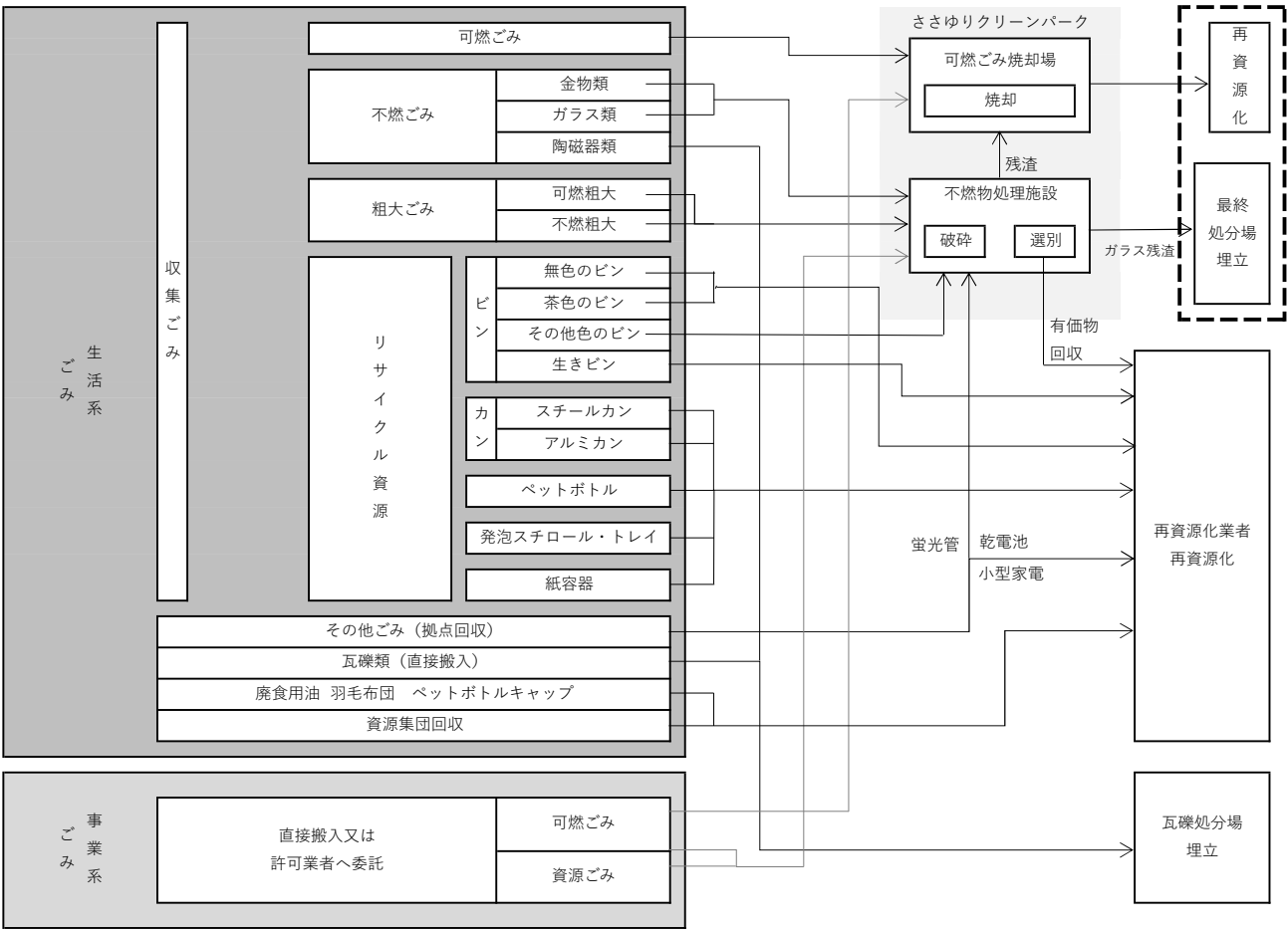
(9) 粗大ごみシール (一般廃棄物処理手数料) 販売枚数

年 度	枚数 (枚)
令和 3 年度	12,089
令和 4 年度	9,681
令和 5 年度	9,185
令和 6 年度	8,769
令和 7 年度	8,630

(10) 特定ごみ処理手数料実績

年 度	手数料
令和 6 年度	400,000 円
令和 7 年度	450,000 円

7. 廃棄物処理のフローシート



8. ごみ処理・資源化実績

(単位: t)		令和5年度				令和6年度				令和7年度			
		生活系回収量	事業系回収量	回収量合計	資源化量	生活系回収量	事業系回収量	回収量合計	資源化量	生活系回収量	事業系回収量	回収量合計	資源化量
行政回収	可燃物	15,752.2	6,436.9	22,189.1	0.0	15,317.3	6,316.4	21,633.7	0.0	15,257.3	6,163.4	21,420.7	0.0
	可燃粗大	352.1	42.4	394.6	212.0	375.8	34.4	410.1	188.0	348.9	33.6	382.6	報告無し(※7)
	不燃粗大	95.3	0.0	95.3		89.7	0.0	89.7		87.4	0.0	87.4	
	金物類	394.0	0.0	394.0		344.6	0.0	344.6		312.6	0.0	312.6	
	ガラス類	118.5	0.0	118.5	42.0	115.4	0.0	115.4	39.0	119.8	0.0	119.8	報告無し(※7)
	陶磁器類	321.3	0.0	321.3	0.0	344.0	0.0	344.0	0.0	300.8	0.0	300.8	0.0
	使用済み小型家電(※2)	1.7	0.0	1.7	0.8	2.0	0.0	2.0	1.0	3.6	0.0	3.6	1.8
	廃乾電池	35.1	0.0	35.1	35.1	17.1	0.0	17.1	17.1	33.4	0.0	33.4	33.4
	廃蛍光灯等	7.5	0.0	7.5	7.5	7.5	0.0	7.5	7.5	7.0	0.0	7.0	7.0
	廃食用油(kℓ)	3.7	0.0	3.7	3.7	4.0	0.0	4.0	4.0	3.6	0.0	3.6	3.6
	ペットボトルキャップ	1.3	0.0	1.3	1.3	1.3	0.0	1.3	1.3	1.8	0.0	1.8	1.8
	ビン(※4)	(サ) 190.2 (リ) 8.2 (エ) 64.0	0.0	262.4	262.4	(サ) 203.6 (リ) 7.7 (エ) 74.3	0.0	285.6	285.6	(サ) 209.1 (リ) 8.0 (エ) 77.8	0.0	295.0	295.0
	カン(※4)	(サ) 0.0 (リ) 34.5 (エ) 10.8	0.1	45.4	45.4	(サ) 0.0 (リ) 31.8 (エ) 11.1	0.1	42.9	42.9	(サ) 0.0 (リ) 30.1 (エ) 11.2	0.0	41.3	41.3
	ペットボトル	62.5	0.0	62.5	62.5	62.5	0.0	62.5	62.5	61.4	0.0	61.4	61.4
	発泡スチロール	12.8	0.0	12.8	12.8	12.5	0.0	12.5	12.5	12.0	0.0	12.0	12.0
	紙容器	40.4	0.0	40.4	40.4	37.8	0.0	37.8	37.8	33.0	0.0	33.0	33.0
集団資源回収	新聞(※5)	282.6	0.0	282.6	282.6	264.0	0.0	264.0	264.0	227.9	0.0	227.9	227.9
	雑誌等(※5)	412.0	0.0	412.0	412.0	368.5	0.0	368.5	368.5	333.1	0.0	333.1	333.1
	牛乳パック(※5)	9.2	0.0	9.2	9.2	8.0	0.0	8.0	8.0	8.8	0.0	8.8	8.8
	ダンボール(※5)	246.1	0.0	246.1	246.1	249.4	0.0	249.4	249.4	228.1	0.0	228.1	228.1
	繊維類(※5)	35.4	0.0	35.4	35.4	33.4	0.0	33.4	33.4	32.1	0.0	32.1	32.1
	ビン(※6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	カン	18.9	0.0	18.9	18.9	17.9	0.0	17.9	17.9	17.3	0.0	17.3	17.3
無料パソコン回収※2		0.8	—	0.8	0.8	1.1	—	1.1	1.1	1.2	—	1.2	1.2
特定ごみ		8.2	—	8.2	0.0	9.8	—	9.8	0.0	8.3	—	8.3	0.0
合 計		18,519.3	6,479.4	24,998.8	— (※1,3)	18,011.8	6,350.8	24,362.6	— (※1,3)	17,775.6	6,197.0	23,972.6	— (※1,3)

※1 可燃粗大・不燃粗大・金属類・ガラス類の「資源化量」は、ささゆりのリサイクルプラザの金属資源回収量の数値（焼却処理後の焼却メタル・熔融スラグ等再資源化量は含む）。

※2 使用済み小型家電の「資源化量」は、回収量1kgあたり資源化量0.5kgで換算。H31.2より使用済み小型家電回収を拡大。R2.3よりリネットジャパンリサイクルと提携し、パソコン回収を開始。家庭から直接、企業へ排出。R2.4より小型家電排出方法変更。

※3 廃蛍光灯等の「資源化量」は、例年12月末頃に報告あり。

※4 生活系のビン・カンの(サ)は「ささゆり搬入分」、(リ)は「行政回収(ささゆり以外のリサイクル)」、(エ)は「エコドーム市民リサイクル(ささゆり以外のリサイクル)」

※5 エコドーム回収分を含む。

※6 集団資源回収のビンは「生きびん」の「一升瓶」としてカウント(1本=1kg)。エコドーム回収分を除く。

※7 報告無しとは、ささゆりでのデータ作成が後日となるため空欄とする。

9. ごみ減量化推進事業

(1) リサイクル事業

- ◆「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集を行うため、市職員により地区説明会を 290 回開催し、地域でリサイクル指導員を選出してもらい、平成 10 年 6 月から全市一斉に 4 種 8 品目のリサイクル資源を分別収集する事業を始めた。
- ◆平成 11 年 4 月から、生活学校主催による「市民リサイクルステーション」が市総合会館分室駐車場でスタートし、毎月 1 回、古紙類等のリサイクル資源 16 品目の回収を始める。
- ◆平成 12 年 6 月から全市で「その他紙容器」の収集を開始。5 種 9 品目となる。
- ◆平成 15 年 6 月から市民リサイクルステーションにて市が「家庭用廃食用油」の回収を始める。
- ◆平成 18 年 12 月に工業団地内に「可児市エコドーム」が完成、生活学校主催の市民リサイクルステーションをエコドームに移設。19 年 1 月から毎月第 2 火曜日・第 4 日曜日の開催となる。
- ◆平成 19 年 4 月からエコドームにおいて家庭用廃食用油の回収（委託業務）を開始した。
- ◆平成 21 年 4 月は、エコドームを市の直営とし、5 月からは開催日を毎週火曜日（午前 9 時から正午）と第 2・第 4 日曜日に拡大させ、ボランティア団体と市の委託業務によって運営する。併せて「古着類・ペットボトルキャップ」の回収を開始した。
- ◆平成 25 年 4 月からエコドームの開催日を毎週日曜日（午前 9 時から午後 3 時）に拡大した。
- ◆平成 26 年 2 月からエコドームにおいて、実証事業として使用済み小型家電の回収事業を開始。
- ◆平成 26 年 4 月からエコドームの開催日に毎週木曜日（午前 9 時から正午）を追加し、ボランティア団体と市の委託業務によって運営する。
- ◆平成 26 年 12 月から使用済み小型家電の回収を市役所・各連絡所に拡大した。
- ◆平成 30 年 2 月から「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加した。
- ◆平成 31 年 2 月より使用済み小型家電の回収品目を拡大した。令和 2 年 4 月より回収 BOX に入る大きさ、回収品目の変更を行った。
- ◆令和 2 年 1 月よりダウンの割合が 50%以上の羽毛ふとんリサイクル回収を福祉センター（社会福祉協議会）とエコドームで開始。
- ◆令和 2 年 3 月より使用済みパソコン無料回収業者と提携し、パソコンリサイクル回収を拡大。
- ◆令和 4 年 3 月にサントリーグループと『ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業協定書』を締結。
- ◆令和 4 年 4 月より、ささゆりクリーンパークで処理できない「ごみ」のうち、一部のごみを「特定ごみ」として回収を開始（収集運搬許可業者に収集運搬を委託または直接持込）。
- ◆令和 4 年 4 月より、ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業を開始。また、令和 5 年 2 月から市の公共施設や市内小中学校で施設利用者、児童・生徒による回収を開始。
- ◆令和 6 年 1 月より、株式会社マーケットエンタープライズとの連携協定締結によるリユースプラットフォーム「おいくら」を通じた不要品売却事業を開始。
- ◆令和 6 年 1 月より、エコドーム・市立小中学校・市内店舗等に設置される資源回収拠点と回収品目を掲載した「可児市資源回収ステーションマップ」を市民向けに提供開始。
- ◆令和 6 年 11 月より、バロー株式会社、生活協同組合コープぎふ、可児市社会福祉協議会と連携し、市内 4 店舗にフードドライブポストを設置。
- ◆令和 7 年 12 月に大王製紙株式会社およびグリーンリメイク株式会社と『紙類のリサイクルに関する協定書』を締結。

可児市エコドーム回収実績

(単位：t)		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		行政回収	集団 資源回収	総回収量	行政回収	集団 資源回収	総回収量	行政回収	集団 資源回収	総回収量
資源回収	一升ビン	4.3	－	4.3	3.7	－	3.7	3.4	－	3.4
	ビールビン（※1）	0.3	－	0.3	0.2	－	0.2	0.3	－	0.3
	ジュースのビン	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0
	無色のビン	36.5	－	36.5	42.6	－	42.6	46.7	－	46.7
	茶色のビン	22.9	－	22.9	27.7	－	27.7	27.5	－	27.5
	E Gのビン（緑色のビン）	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0
	その他のビン	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0
	小計	64.0	－	64.0	74.2	－	74.2	77.9	－	77.9
	アルミカン	5.9	2.2	8.1	6.1	2.3	8.4	6.3	2.3	8.6
	スチールカン	4.9	2.1	7.0	5.0	2.2	7.2	5.0	2.2	7.2
	ペットボトル（※4）	26.1	－	26.1	27.1	－	27.1	26.6	－	26.6
	トレイ	3.3	1.3	4.6	3.4	1.4	4.8	3.4	1.4	4.8
	雑誌／チラシ	92.9	53.6	146.5	82.3	50.4	132.7	78.9	50.6	129.0
	新聞紙	46.7	31.7	78.4	43.7	30.7	74.4	40.7	30.4	71.1
	段ボール	57.9	32.1	90.0	51.3	29.9	81.2	53.7	31.0	84.7
	牛乳パック	2.6	1.6	4.2	2.5	1.6	4.1	3.0	1.9	4.9
	紙容器	15.7	9.9	25.6	14.9	9.2	24.1	14.4	9.2	23.6
	古着	27.8	－	27.8	26.3	－	26.3	27.1	－	27.1
	ペットボトルキャップ	1.3	－	1.3	1.3	－	1.3	1.8	－	1.8
	使用済小型家電	1.7	－	1.7	2.0	－	2.0	3.6	－	3.6
	羽毛ふとん（kg）	298	－	298	313	－	313	299	－	299
	ダウンジャケット（kg）	－	－	－	－	－	－	14	－	14
	小計	287.1	134.5	421.6	266.2	127.7	393.9	264.8	128.5	393.3
	合計	351.1	134.5	485.6	340.4	127.7	468.1	342.7	128.5	471.2
	廃食用油（kg）	3.3	－	3.3	4.0	－	4.0	3.6	－	3.6

※1 ビールビンは1本0.6kgで換算

※2 令和7年4月よりダウンジャケット回収開始

※3 使用済み小型家電は、エコドーム回収分に市役所・地区センター回収分を含む

※4 市「ボトル to ボトル」リサイクル事業回収分と併せて回収しているため、エコドーム回収分を行政回収に含めて集計

(2) 資源集団回収事業奨励金

平成3年度より、資源回収を行うボランティア団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付。

交 付 対 象 品 目		交付金額
紙 類	新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等	4 円/kg
繊維類	古着等	4 円/kg
金属類	アルミカン、スチールカン等	4 円/kg
びん類	一升びん、ビールびん等	4 円/本

(交付金額の推移)

- ◆平成4年度までは2円/kg（ただし牛乳パックは5円/kg）
- ◆平成5年度から5円/kg、平成10年度から7円/kgに改定
- ◆平成11年度から逆有償分についても奨励金を交付
- ◆平成18年度から5円/kgに改定
- ◆平成23年度から4円/kgに改定

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録団体数	32 団体	31 団体	29 団体	28 団体	24 団体
実施回数	123 回	136 回	150 回	163 回	143 回
紙類 (kg)	777,936	855,304	759,744	719,586	631,072
繊維類 (kg)	2,130	7,595	7,630	7,233	4,930
金属類 (kg)	17,588	19,377	18,874	17,708	17,348
※びん類 (本)	39	53	0	0	0
奨励金交付額 (円)	3,190,772	3,529,316	3,144,992	2,978,108	2,613,400

※「生きびん」のみ（エコドーム回収分を除く）※登録団体は、実績のあるものとする。

【回収団体】

団体名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども会	4	3	1	1	1
P T A	17	17	17	16	13
その他	11	11	11	11	10
合 計	32	31	29	28	24

(3) 家庭用廃棄物等処理施設設置補助金

- ◆昭和 61 年度から、コンポスト容器の設置者に対し補助金を交付
- ◆平成 5 年度から、家庭用ごみ焼却施設設置者に対して補助金を交付
- ◆平成 7 年度から、機械式生ごみ処理機設置者に対して補助金を交付
- ◆平成 10 年度から、家庭用ごみ焼却施設補助金廃止
- ◆平成 14 年度から、枝葉粉碎処理機設置者に対して補助金を交付
- ◆平成 16 年度から、密閉式発酵容器の設置者に対して補助金を交付

【補助金額】

コンポスト容器	購入金額の 2 分の 1 (限度 3,000 円)	※平成 11 年度までは 3 分の 1
機械式生ごみ処理機	購入金額の 2 分の 1 (限度 20,000 円)	※平成 11 年度までは 3 分の 1
枝葉粉碎処理機	購入金額の 2 分の 1 (限度 20,000 円)	
密閉式発酵容器	購入金額の 2 分の 1 (限度 1,000 円)	

【補助金交付実績】

施設名 年度	家庭用廃棄物等処理施設設置補助金								
	コンポスト容器		機械式生ごみ処理機		枝葉粉碎処理機		密閉式発酵容器		補助金額合計 (円)
	基数	補助金額(円)	基数	補助金額(円)	基数	補助金額(円)	基数	補助金額(円)	
令和 3	30	69,500	24	401,700	32	522,900	12	9,800	1,003,700
令和 4	24	66,700	31	536,400	23	360,800	6	5,200	969,100
令和 5	34	81,900	37	684,600	19	291,300	6	5,800	1,063,600
令和 6	10	27,500	42	786,000	14	247,000	2	2,000	1,062,500
令和 7	8	23,400	46	856,100	12	193,000	0	0	1,072,500

(4) 生ごみ減量研究事業

- ◆平成 11 年 7 月に、生ごみの堆肥化等、環境にやさしい生ごみの処理方法を研究する「生ごみ減量研究施設」がささゆりクリーンパーク内に完成。平成 11 年 8 月から研究を開始。(リサイクル 21 に委託) 平成 20 年 3 月 31 日で研究終了。
- ◆減量研究の成果を踏まえ、平成 20 年度から「生ごみ減量委託業務」として、リサイクル 21 に業務委託を開始。
 - イーエムボカシの普及
 - イーエムボカシの販売
 - イーエムボカシを利用した生ごみ減量化モデル事業の実施(平成 8～15 年度)
 - イーエムボカシ 1 袋 600g 入り 200 円を市が 100 円助成し、100 円で販売。(平成 16 年度～)

イーエムボカシ販売実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
販売分	2,320 個	2,290 個	2,014 個	1,888 個	1,836 個
無償分	0 個	0 個	0 個	0 個	0 個
合 計	2,320 個	2,290 個	2,014 個	1,888 個	1,836 個

イーエムボカシによる生ごみ減量効果

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
販売・無償分	2,320 個	2,290 個	2,014 個	1,888 個	1,836 個
生ごみ減量分	46 t	46 t	40 t	38 t	37 t

※1 個(600g 入り) 当たり生ごみ 20kg を減量換算

(5) 広報紙、パンフレット等による啓発

- ◆毎月「広報かに」でリサイクル資源回収日のお知らせ及びエコドーム開催日の啓発。
- ◆「すぐメール Plus+」を利用して、ごみ・リサイクル資源の収集日と回収日程を分別などの情報とともに周知し、令和 8 年 3 月末現在 11,165 件の登録がある。
- ◆ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で可児市民向けの配信を令和 5 年 1 月 1 日から開始し、ごみの分別方法・ごみ出しの注意点などを啓発。また、アプリ利用者が居住地区を登録することにより、居住地区に合わせごみ収集日等の通知を発信し周知を図っている。
令和 8 年 5 月末現在 8,224 件の登録がある。

令和8年6月30日

編集:環境課 生活環境係